

獨国青三第 50 号  
令和 8 年 1 月 20 日

利用団体 各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立三瓶青少年交流の家

所 長 尾 原 敏 則

### 宿泊定員の見直しについて

国立三瓶青少年交流の家（以下「交流の家」という。）の事業運営については、日頃から格別の御理解と御厚情を賜り、誠にありがとうございます。また、利用団体の皆様におかれては、体験活動を中心とする青少年教育の振興に御理解、御協力を賜り、心から感謝いたします。

さて、当機構及び交流の家は、これまで経費削減に向けた努力を続けるとともに、一人でも多くの青少年が良質な体験活動の機会を得られるよう最大限配慮してきたところですが、今回、更に経費削減を図るため、下記のとおり宿泊定員を見直すこととしました。交流の家としては大変苦渋の選択ですが、令和 8 年 4 月 1 日以降の宿泊については下記の「見直し後の宿泊定員」に係る「最大宿泊人数」264 人を超える利用者を受け入れないことにしました。

については、利用団体の皆様には、下記のとおり様々な御不便、御迷惑をおかけしますが、何とぞ御理解、御協力くださるようお願ひいたします。

#### 記

1 適用開始日

令和 8 年 4 月 1 日

2 宿泊定員

(1) 従来の宿泊定員

400 人

(2) 見直し後の宿泊定員

240 人 (最大宿泊人数 264 人)

### 3 見直し内容

- ① 宿泊棟3階宿泊停止
- ② 和室宿泊定員見直し

### 4 利用団体への影響

宿泊定員見直しにより、1泊当たりの利用人数が制限されるとともに、従来どおりの余裕がある宿泊室配室が困難となるため、下記のとおり影響が想定されます。

- ① 利用団体が希望どおりの日程や人数で予約できること。
- ② 同じ利用団体であっても男女別に宿泊室の場所が離れること。
- ③ 他の利用団体が同じブロック内の宿泊室を利用すること。
- ④ 保健室利用などの予備の宿泊室を配室できること。

なお、特別な配慮をする利用者がいるときなど、予備の宿泊室が必要不可欠な場合は、予約時に御相談ください。

- ⑤ 宿泊棟を希望している場合であっても、利用状況により別棟のセミナーハウスの配室となること。

### 3 経過措置（令和8年度）

現時点で予約いただいている団体は、令和8年度に限り、「見直し後の宿泊定員」に係る「最大宿泊人数」264人を上回っているときも御利用いただくことができます。また、このときは、宿泊棟3階部分の配室を行うことがあります。

#### 【本件担当】

国立三瓶青少年交流の家 事業推進係

TEL : 0854-86-0319

Mail : sanbe-suishin@niye.go.jp